

平成25年6月4日

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 丹野 美絵子 様

有限会社C o o & R I K U
代表取締役 大久保 延子

電話: [REDACTED] FAX: [REDACTED]

代理人 弁護士 [REDACTED]

ご連絡

冠省 当職は有限会社C o o & R I K U（以下、「通知会社」といいます。）の代理人として、ご連絡差し上げます。

貴殿よりいただきました平成25年5月16日付の「ご連絡」に対する通知会社のご回答は以下のとおりです。

第1 売買契約書案について

1 契約書案の第5条（瑕疵担保責任）について

契約書案の第5条については、削除いたします。

2 契約書案の第7条（治療費）について

契約書案第7条（改定後の第6条）については、消費者契約法第8条1項5号ないし同10条には違反せず、有効であるものと考えます。

つまり、引き渡し後に発生した疾患については、買主が負担すべきことが原則であり、疾患の原因が不明な場合にまで売主の負担とすることは、売主に過度の責任を課すものであると考えます。

契約完了までに疾患が認められる場合には、契約書案第4条でそのことを記載しますので、売主は責任を負いません。

また、上記のように、改定後の契約書案では、瑕疵担保責任を免除する条項を削除しておりますので、疾患の原因が引渡し前から発生しており、それが契約完了までに発見されなかった場合、買主は、売主に対して、治療費以外の損害を請求することができます。

さらに、本契約書においては、先天性疾患保障（改定後の第5条）や死亡保障制度（改定後の第8条）として、一定の場合に代犬猫を提供することを定めており、買主の保護を充実させております。

以上のことから、契約書案第7条（改定後の第6条）は、消費者契約法第8条1項5号ないし同10条には違反せず、有効であるものと思料いたします。

第2 生命保障について

関東財務局の指導に沿う形で生命保障制度の内容を再改定致しました。

関東財務局からは、保険業法上問題がないとの回答を改めて得ております。

再改定案をお送りいたしますので、ご査収の程よろしくお願いいたします。

なお、関東財務局との協議により、再改定後の生命保障制度は平成25年7月1日より実施することとなりました。その関係で、売買契約書につきましても平成25年7月1日より改定後の内容で取り交わしていきたいと考えております。

草々